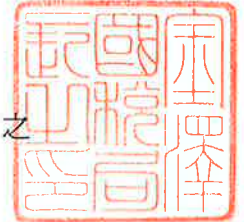


令和5年7月24日

北陸法人会連合会
会長 鶴山 庄市 殿

金沢国税局長
宮葉 敏之



プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて（依頼）

税務行政につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から、申告納期限の前に、振替納税やダイレクト納付の利用登録を行っていない方に対して、納付に必要な情報（住所・所在地や氏名・名称など）をあらかじめ印字（プレプリント）して納付書を送付してまいりました。

近年は、納税者の方の利便性向上の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、申告から納付までの手続をより簡単・便利に行っていただけるよう、e-Tax を活用した税務手続の見直しに取り組んでおります。

国税の納付については、納税者の方の利便性の向上に加え、現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、金融機関や税務署の窓口に赴く必要がなく、また、納付書を必要としないキャッシュレス納付の推進に取り組んでおります。

さらに、令和4年12月からは、新たなキャッシュレス納付の手段として、スマホアプリ納付を導入したほか、令和5年度税制改正において、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたことから、今後、キャッシュレス納付の更なる利用拡大が期待されます。

これらの事情を踏まえつつ、行政コストを縮減させる観点から、令和6年5月以降、別紙のとおり、プレプリント納付書の送付対象者を見直すこととしましたので、御理解と御協力を賜りますとともに、改めて、キャッシュレス納付の更なる利用推進に向けて、貴会の会員の皆様に働きかけていただきますようお願い申し上げます。

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

① 法人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし				ダイレクト納付 届出あり			ダイレクト納付 届出なし				
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）		
				納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付	
					電子申告	書面申告			電子申告	書面申告			電子申告	書面申告
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

※ 納付書を使用しない方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

② 個人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし
所得税	×	×	×	○	× ^(※1)	○
消費税	×	×	×	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分					予定申告分・中間申告分			
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者						
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		
				納付書を使用しない 納付方法 (※2)	金融機関・税務署 窓口での納付		納付書を使用しない 納付方法 (※2)	金融機関・税務署窓口での納付	
						電子通知希望あり	電子通知希望なし		
所得税	×	×	×	×	○	× ^(※1)	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○ ^(※3)	

※1 令和5年3月以降送付対象外

※2 納付書を使用しない方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

※3 消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない